

定款事項（組織運営に関すること）に対する意見

H16.12.13 評議会

事 項	意 見
<p>1 理事長と学長</p> <p>役員等の任命</p> <p>定款概要の該当部分</p>	<p>一体型とすべき。理由は以下のとおり。</p> <p>大学は非営利であり、教育研究が基本である。このため、その長である学長が理事長であるべき。</p> <p>法律では一体型が原則。別置なら、相応の説明が必要。大学の規模や業務の効率性から。</p> <p>経費負担が少なくすむ。</p> <p>「経営」面を強化するという趣旨であれば、その面に強い理事などの補強という考え方もある。</p>
<p>2 理事会の構成員</p> <p>理事会</p>	<p>理事の役割の明確化、担当制を。構成員として、理事長（学長）、副理事長（副学長）、副理事長（事務局長）に理事（経営担当）を入れるようにすべき。</p>
<p>3 経営会議の構成員</p> <p>経営会議</p>	<p>構成員として、理事長（学長）、副理事長（副学長）、副理事長（事務局長）に経営担当理事を入れるようにすべき。</p>
<p>4 教育研究会議の審議事項</p> <p>教育研究会議</p>	<p>重要な組織の設置、改廃に関して教育研究にかかる問題は審議事項に入れるべき。</p>